

消費税につきまして、適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が令和 5 年 10 月より導入されます。

これに先立ち、10 月 1 日より適格請求書発行事業者の登録申請手続が開始されました。

この度、インボイス制度に関する周知・広報施策について国税庁から情報提供がされましたので、

以下の 3 点についてご案内申し上げます。

【国税庁 HP「インボイス制度特設サイト」の更新】

10 月 1 日、国税庁 HP「インボイス制度特設サイト」(URL) を更新し、

- ・ 登録申請受付開始の案内
 - ・ 登録申請手続に関する情報の充実
 - ・ 「適格請求書発行事業者公表サイト」の開設
- が行われました。

e-Tax による登録申請手続も同サイトから利用可能となります。是非、ご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【オンライン説明会】

インボイス制度に関するオンライン説明会については、現在、大変多くの申込みをいただいております。申込み開始後すぐに定員に達する状況が続いております。

これを受け、開催回数を増やす等の対応が行われているところですが、加えて、国税庁 Youtube に過去実施分の説明会動画 (URL) も掲載されております。

各事業者の皆様には、オンライン説明会の開催案内と合わせ、いつでもどこからでもご覧いただけるこちらの映像のご案内も是非お願いいたします。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLu9kixY0fBRIQFM6xcSFzcGmx_jc03lqc

【広告掲載のお願い】

昨年 1 月にも広告掲載のお願いを送らせていただきましたが、今般、新たな広告（別添 1）が作成されましたので、各団体様が発行する広報誌に広告掲載（無償）を頂きたいとご連絡致しました。ご協力の程よろしくお願い致します。

なお、掲載頂いた際にはご面倒をおかけしますが、下記連絡先まで別添「インボイス広告掲載報告（R3.10～）」に記入し、ご一報いただけますようお願い致します。

<返信先>

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

担当：木村<kimura-h2f6@mlit.go.jp>

鈴木<suzuki-c2j5@mlit.go.jp>